

愛知県後期高齢者医療制度  
協定保養所利用助成事業

問 愛知県後期高齢者医療広域連合  
給付課 ☎052(95)1205

後期高齢者医療制度被保険者の皆さんの健康の保持・増進を目的に、次の協定保養所(別表参照)に宿泊する場合、1人1泊につき1千円を助成します。(令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間で、全保養所合わせて4泊まで利用可)

場所	協定保養所名	電話番号
東浦町	あいち健康の森 プラザホテル	☎0562(82)0211
長野県 (玉滝村)	おんたけ休暇村	☎0264(48)2111
蒲郡市	サンヒルズ三河湾	☎0533(68)4696
江南市	すいとぴあ江南	☎0587(53)5555
豊田市	豊田市百年草	☎0565(62)0100

▼利用方法/利用される方は、直接協定保養所へ申し込んでください。その際、愛知県後期高齢者医療制度の被保険者であることを伝えてください。

宿泊当日、利用される保養所の窓口で後期高齢者医療被保険者証および利用カード(初回利用時に保養所で交付)を提示してください。精算時に利用料金に対し、1千円を助成します。

固定資産評価(土地)現地調査に  
ご協力をお願いします

問 税務課 ☎(55)7122

現地調査は、土地に接する道路の幅員や状態などを把握し、適正な評価を行うためのものです。調査は市が委託した業者が行い、写真撮影も行います。調査員は市が発行した顔写真付きの「調査員証」を必ず携帯していますので、必要な場合は提示をお申し付けください。

▼調査期間/4月1日(金)～令和5年3月31日(金)

土地・家屋の評価など  
縦覧、閲覧できます

問 税務課 ☎(55)7122

【縦覧制度】

固定資産税の納税者が、自分の土地や家屋の評価額について、他の土地や家屋の評価と比べて、その価格が適正かどうかを判断することができます。

▼縦覧期間/4月1日(金)～5月2日(月)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日は除く)

▼縦覧場所/税務課

※各支所に縦覧帳簿は設置しません。

▼縦覧に必要なもの/納税者として本人確認ができるもの(納税通知書・マイナンバーカード・運転免許証など)  
※代理人は委任状が必要です。

【閲覧制度】

納税義務者は、固定資産課税台帳に記載されている自己資産について、閲覧および証明により内容を確認することができます。

▼閲覧期間/4月1日(金)～令和5年3月31日(金)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日、年末年始は除く)

▼閲覧場所/税務課および各支所  
▼閲覧できる方/

- ① 納税義務者(家族の場合は当初納税通知書または委任状と身分証明書の提示が必要)
- ② 借地人・借家人(その権利を有する書類が必要)
- ③ 処分する権利を有する方(その権利を有する書類が必要)

確定申告の受付について

問 税務課 ☎(55)7123

問 津島税務署 ☎(26)2161

新型コロナウイルスへの感染などにより、期限までに申告することが困難な方は申告期限を延長することができます。

3月16日(水)以降については、津島税務署で申告受付を行っています。

なお、愛西市役所での確定申告受付は3月15日(火)をもちまして終了していますので、お間違いないようお願いいたします。

軽自動車税の減免申請について

問 税務課 ☎(55)7123

軽自動車税の減免を申請する方は、毎年賦課期の4月1日から、納期限の7日前までに申請書を提出していただく必要があります。令和4年度の減免を申請される方は、5月24日(火)までに申請書を提出してください。

海部苗木花き展示品評会・即売会のご案内

問 海部花き連事務局(愛知県海部農林水産事務所農政課内) ☎(24)2111

海部地域の農家が生産した鉢花・切花・観葉植物等を一堂に集めた花のイベントを開催します。

▼場所/海南こどもの国  
▼即売会/

▼日時/5月7日(土)・8日(日)  
午前10時～午後4時

【優秀作品展示】

▼日時/5月7日(土)午後1時～3時  
子供向け花育教室(事前申込不要)

▼日時/5月7日(土)・8日(日)  
午前10時～

▼対象/小学生以下  
▼定員/100人(先着順)

▼参加費/100円

【采場者プレゼント(花苗)】

・5月7日(土)午後1時～(限定150)  
・5月8日(日)午前10時～午後1時(限定300)

※無料、一人1苗限り